

職員の懲戒処分等について

(公財) 東京都中小企業振興公社職員就業規程に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1. 事故の概要

当公社が東京都から運営を受託している都立産業貿易センターの利用予約等管理システム開発に関する非開示の業務情報が、開発を受託する会社Xの管理するサーバ上において、令和2年3月5日から6月19日までの間、誤って外部から閲覧可能な状況となっていた。当該情報は、過去の利用企業情報やシステム開発に伴う設計図等であった。なお、これに伴う被害は確認されていない。

本件の経緯を調査する中で、不適切な契約手続きや、契約前の事業者との打ち合わせなどシステム開発を急ぐあまり不適切な取り扱いを行っていた事実が確認されたため、職員の処分を行う。

2. 事故者に対する処分等

(1) 懲戒処分の内容等

	職層	年齢	性別	内容
事故者A	管理職	60	男性	停職10日
事故者B	一般職	51	男性	減給1/60・1月
事故者C (※)	一般職	62	男性	停職3日相当
事故者D (※)	一般職	66	男性	減給1/60・1月相当

※ 事故者C及びDは、既に公社を退職しており、事故当時の処分を行うことはできないが、相当額の自主返納を求めている。

(2) 事故の説明

産業貿易センター浜松町館の開設(令和2年9月)に合わせてシステムの更新を図るにあたり、①システムコンサルティング業務、②浜松町館のシステム構築業務、③現在稼働している台東館のシステムとの統合業務を行っている。

X社：システム構築業者。③浜松町館・台東館のシステム統合業務を受託。

Y社：システム構築業者。②浜松町館のシステム構築業務を受託。現行システムを開発。

Z社：システムコンサルティング業者。①システムコンサルティング業務を受託。

ア 契約前の業者と職員が打合せ

- ・ 事故者Aは、システム構築業者X社と契約前に複数回打合せを行った。
- ・ 事故者B、Cは、システム構築業者Y社と契約前に複数回打合せを行った。
- ・ 令和元年9月頃、事故者Cとシステムコンサルティング業者Z社とのやりとりの中で、システム構築業者X社が③のシステム統合業務を手掛ける意向がある旨が伝わる。

※これにより、Z社がX社に非開示の業務情報をコンペ前に提供。コンペにより業務を受託したX社の作業中のミスにより当該情報が外部から閲覧可能な状況に至る。

イ 非開示の情報を業者に提供

- ・ 事故者Bは、平成30年11月、適正な社内手続きなしに契約前のシステム構築業者Y社に非開示の業務情報を提供した。
- ・ 事故者Cは、平成30年11月、適正な社内手続きなしにシステムコンサルティング業者Z社に非開示の業務情報を提供した。

ウ 契約手続き上の不適切な取扱い

- ・ 事故者Dは、平成30年11月と令和元年6月に、システムコンサルティング業者Z社との契約時において、Z社に他社分の見積書を整えるよう依頼した。

エ 管理職としての不適切な行為

- ・ 事故者Aは、令和元年9月から10月頃、システム構築業者X社に対し現行システムの開発経験者がいる会社を紹介した。
- ・ 事故者Aは、事故者C、Dの管理者でありながら、事故者Cが行ったシステム構築業者Y社との契約前の複数回の打合せや、事故者Dの不適切な契約手続きを追認した。

オ その他

- ・ いずれの事故者についても、便宜供与の事実は認められなかった。

3. 閲覧可能な状況であった非開示の業務情報

利用企業情報 5, 642 件（うち個人名で利用予約のあった団体や個人事業主 315 件）※については、閲覧された記録はなく、悪質なウェブサイトなどへの掲載情報も確認されておらず、現在まで、今回の事案による被害の報告はない。なお、利用企業に対しては、文書で状況説明とお詫びを行う。

また、開発中のシステム設計図などが閲覧可能な状況となっていたことによるシステム開発への影響については、民間に委託し調査中である。

※ 利用企業情報

利用企業名（漢字・フリガナ）、FAX 番号、資本金、所在地、メールアドレス、従業員数、電話番号（携帯番号）、業種区分、ホームページアドレス

4. 今後の再発防止策

今後は、機密情報の厳格な管理や適切な契約手続を確保するために、ただちに外部の専門家を交えた再発防止委員会(仮称)を公社内に設置し、本件を含む必要な検査や対応措置を講じていく。また、全職員に対して契約や関係法令に関する研修を強化するほか、社内の契約権限の見直しを行うなど、公社の適正手続きの強化を図っていく。

【問い合わせ先】

(公財) 東京都中小企業振興公社
企画管理部総務課 高橋・平川
電話 03-3251-7886